

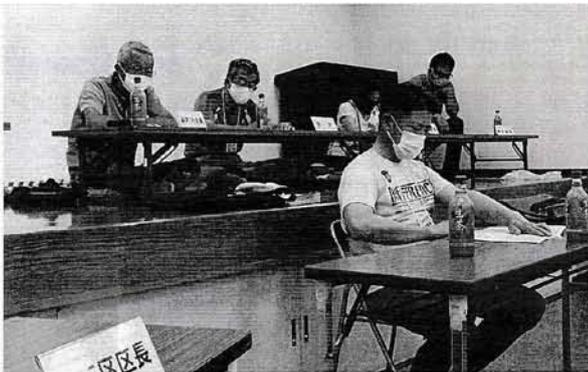


# 浜野町内会報

No. 464号  
浜野町内会  
広報部

発行責任者 秋葉光重

## 第2回町会長会議を開催



7月17日(土)18時から浜野会館大ホールにおいて、「第2回町会長会議」を開催しました。本来ならば5月29日(土)の開催予定でしたが新型コロナウイルス感染症拡大の対策として千葉県に「まん延防止重点措置」が発令されたため町会長会議も延期してまいりました。第1回町会長会議が4月24日(土)に開催以来3カ月ぶりの町会長会議です。

### 議題

- 一、浜野町内会の会員名簿の作成中止について
- 二、上期に自粛(中止)する事業計画について
- ① セタイメント「短冊づくりと流しそつめん」の自粛
- ② 「盆踊り大会」の自粛
- ③ 「防犯講話会並びに防犯パトロール」の自粛

- ④ 「敬老の集い」の自粛
- ⑤ 「生浜地区 体育祭」の自粛
- 三、各種の情報共有について
- 四、報告・連絡並びに、ご意見・ご要望タイム

### 一、浜野町内会の会員名簿の作成中止について(総務部)

浜野町内会では長年にわたり広告協賛スポンサーの皆様のご協力を得て、「会員名簿」を3年に1度作成し、一般・賛助会員に配布してまいりました。昨年がその年でしたがコロナ禍のために延期し「本年実施予定」としておりましたが、以下の理由により会員名簿の作成を行なわない事と致します。

また今後についても「作成が必要との判断に至るまで、当面の間見合わせる」ことと致します。

- 1、作成中止の理由
  - (1) 個人情報収集には、回覧方式ではなく対面による確認・記載が必要であるが、「コロナ禍のためその活動は不適切」との判断をきっかけに再検討を行なった事。

- (2) 作成に際し、個人情報収集することから一部の会員に拒否反応がある事。
  - (3) 個人情報の収集に関して、個人情報保護法に基づく活動(説明・収集方法・取り扱い・管理)を全員が徹底できるかが不透明である事。
  - (4) 3年に1度の作成では最新情報を反映できない事。
  - (5) 会員名簿の作成に際し、広告協賛にご協力頂いている皆様(賛助会員・企業事業者様)に、掲載費値上げによる従来以上の負担をお願いできない事。
- ### 2、浜野町内会の規約等の冊子の作成
- 会員名簿は作成しませんが、規約等の冊子をあらたに作成致します。
- (1) 冊子の内容
    - 浜野町内会の各町会エリア簡易地図や組織図、年間行事、町内会紹介紙面、身近な公共機関の他16種類の規約等を記載した冊子(約40ページ)を作成し、一般会員・賛助会員すべてに配布する予定です。
  - (2) 作成数と費用
    - 作成数 1200部
    - 費用 約297,000円。
    - 一般会計予備費より支出し総務費&区費で計上
  - (3) 次年度以降の更新対応
    - 規約等に変更があった場合は、当該箇所のコピーを全員に配布



# 浜野町内会報

No. 464号  
浜野町内会  
広報部

発行責任者 秋葉光重

## 第2回町会長会議を開催

7月17日(土)18時から浜野会館大ホールにおいて、「第2回町会長会議」を開催しました。本来ならば5月29日(土)の開催予定でしたが新型コロナウイルス感染症拡大の対策として千葉県に「まん延防止重点措置」が発令されたため町会長会議も延期して行いました。第1回町会長会議が4月24日(土)に開催以来3カ月ぶりの町会長会議です。

### 議題

- 一、浜野町内会の会員名簿の作成中止について
- 二、上期に自粛(中止)する事業計画について
- ① セタイメント「短冊づくりと流しそつめん」の自粛
- ② 「盆踊り大会」の自粛
- ③ 「防犯講話会並びに防犯パトロール」の自粛



- ④ 「敬老の集い」の自粛
- ⑤ 「生浜地区 体育祭」の自粛
- 三、各種の情報共有について
- 四、報告・連絡並びに、ご意見・ご要望タイム

### 一、浜野町内会の会員名簿の作成中止について(総務部)

浜野町内会では長年にわたり広告協賛スポンサーの皆様のご協力を得て、「会員名簿」を3年に1度作成し、一般・賛助会員に配布しておりました。昨年の年でしたがコロナ禍のために延期し「本年実施予定」としておりましたが、以下の理由により会員名簿の作成を行わない事と致します。

また今後についても「作成が必要との判断に至るまで、当面の間見合わせる」ことと致します。

- 1、作成中止の理由
  - (1) 個人情報収集には、回覧方式ではなく対面による確認・記載が必要であるが、「コロナ禍のためその活動は不適切」との判断をきっかけに再検討を行なった事。

- (2) 作成に際し、個人情報収集することから一部の会員に拒否反応がある事。
  - (3) 個人情報の収集に関して、個人情報保護法に基づく活動(説明・収集方法・取り扱い・管理)を全員が徹底できるかが不透明である事。
  - (4) 3年に1度の作成では最新情報を反映できない事。
  - (5) 会員名簿の作成に際し、広告協賛にご協力頂いている皆様(賛助会員・企業事業者様)に、掲載費値上げによる従来以上の負担をお願いできない事。
- ### 2、浜野町内会の規約等の冊子の作成
- 会員名簿は作成しませんが、規約等の冊子をあらたに作成致します。
- (1) 冊子の内容
    - 浜野町内会の各町会エリア簡易地図や組織図、年間行事、町内会紹介紙面、身近な公共機関の他16種類の規約等を記載した冊子(約40ページ)を作成し、一般会員・賛助会員すべてに配布する予定です。
  - (2) 作成数と費用
    - 作成数 1200部
    - 費用 約297,000円。
    - 一般会計予備費より支出し総務費&区費で計上
  - (3) 次年度以降の更新対応
    - 規約等に変更があった場合は、当該箇所のコピーを全員に配布

二、上期に自粛(中止)する  
事業計画について(総務部)

1、七夕イベント「短冊づくりと流しそうめん」の自粛(中止)〈当初：7月4日〉安全を期し、中止と致します。★回覧済み

2、「盆踊り大会」の自粛(中止)★回覧済み  
〈当初：8月17日・18日〉

2ヶ月後の状況は不透明ではありませんが、スタッフを含め400名規模の大イベントであり、屋外ではありませんが密集・密接は回避できない為、安全を期し中止と致します。

★7月10日(土)に予定していた「盆踊り実行委員会」も中止致します。  
3、防犯講話会、並びに防犯パトロールの自粛(中止)〈当初：6月7月〉

コロナ禍の為、「①防犯講話会は中止、②防犯パトロールは町内会合同実施ではなく町会ごとに行なうよう変更」を考慮しておりますが、まん延防止等重点措置の再々延長が決定されたため、上期の防犯パトロールは中止と致します。

尚、防犯パトロール活動員の登録者全員に、警察から支給された「パンフレット粗品等の入った1袋」をお届けしますので、内容を自身で確認することで、本年の講習受講とみなしますので宜しくお願ひ致します。(案内文書配布済)

また、まん延防止等重点措置が解除されている場合には、下期(12月予定)に防犯パトロールを予定しており、その際にはあらためて案内致します。

4、「敬老の集い」の自粛(中止)  
〈当初9月19日〉

千葉市高齢福祉課より6月16日付けで「敬老会の自粛要請」が通知された事、民生児童委員の活動自粛(10月以降の見込み)が継続されており、高齢者への訪問ができません、敬老の集いの開催案内や出欠確認ができない事、また浜野会館にスタッフを含め約230名を会

しての開催は「まさに濃厚な3密」になる事、更に対象者が高齢者で危険回避は必須である事等により中止と致します。

5、「生浜地区 体育祭」の自粛(中止)〈当初：11月3日〉  
6月13日に開催された生浜地区地域運営委員会において、本年の第20回体育祭の中止が正式に決定されました。  
\*(自粛に関する回覧報は回覧済み)

三、各種の情報共有について  
(総務部)

1、緊急時連絡体制表について  
緊急時連絡体制表は、2011年の東日本大震災を踏まえ、災害

時に住民の安否を隣近所の小グループ単位で確認できる体制の構築を目的とし作成したものである。

(1) 緊急時連絡体制表作成に関する現在までの主な課題

- ① 大災害時を想定した取組である事、また「小グループ単位」以外の具体的内容は各町会に委ねていた事などで、特に集約していなかった。
- ② 2016年3月に状況をアンケート方式で調査
- ・小グループを知っている14町会
- ・その引継ぎがあった12町会
- ・体制表ができていた12町会
- ・グループ長がいる15町会↓
- ・全く浸透していない状態だった

- ③ 2016年3月、緊急時連絡体制表のひな形を説明し、再構築を依頼。
- しかし、連絡網のある町会ではそのままグループ長を加える程度であった。
- ④ 2017年1月に、5月から個人情報保護法が自治会にも摘要となる為、連絡体制表は名前だけにする旨の依頼、合わせて同年4月から始まった「高齢者見守り活動」ではグループ長がキーマンとなる為、その体制構築の重要性を再説明した。
- ⑤ 結果3区7町会、2区2町会は統一様式(一部異なる)で運用されているが、未だに町内会で

統一されていないのが現状である。

(2) あらためて、今年度に「統一様式での作成」を徹底し整備する。

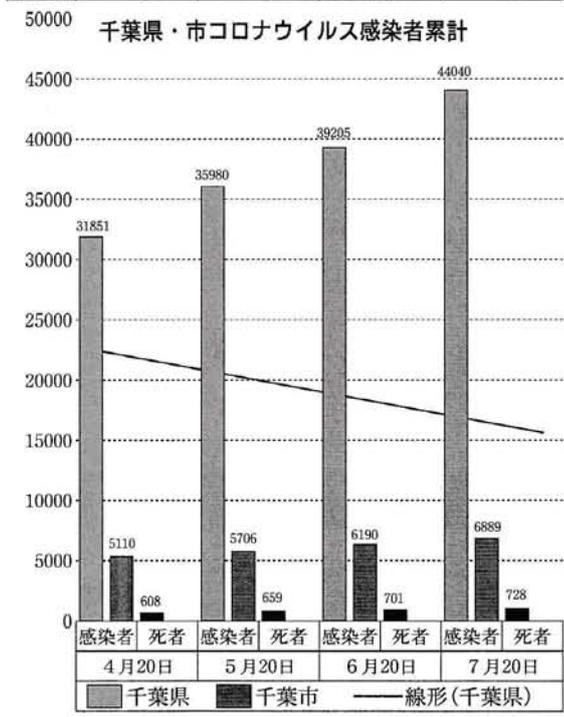
- ① 目的は、災害時の安否確認(東南海トラフ・首都圏直下地震など大災害時)
- ② 会員名と世帯人数を記入し、右端の表で世帯数・人数を明記する。
- ★グループ長を設定していない町会は、班長に置き換え作成する
- ③ 町会長・副町会長・班長・グループ長の災害時の役割を簡潔に明確化。
- ④ 名前だけではあるが個人情報の為、個人情報の取り扱い(管理・目的)を明記。
- ★名前だけにすることで、紛失・漏洩時のリスク低減を図っている。
- ⑤ 名称は「災害時安否確認体制表」に変更する。
- ★現名称では、「緊急連絡網」と混同している方が多い為。
- (3) 提出期限：8月8日までに、区長宛てに提出
- 現在統一様式で実施している町会は、申し訳ございませんが以下の6カ所について修正や追記し原本データの更新を実施頂きたく、宜しくお願ひ致します。
- ① 表題「災害時の安否確認体制表」に修正
- ② 「目的」を追記

- ③ 1を「災害時の安否確認体制表」に修正
- ④ 2を「災害時」に修正
- ⑤ 3を「災害時」に修正
- ⑥ 最終行に「並びに町内会活動」を追記
- (4) データの提供  
記入例と、各町会の班数実態でひな形作成済み)
- ① 各町会で保持するUSBにインストール
- ★18日(日)14時～17時に会館
- ② 各町会が指定するPCメールアドレスに送信。
- ③ 電子ファイルによれない町会は原図に手書きによる提出を御願います。
- 2、浜野会館の雨樋6本の修繕
- (1) 依頼業者名 株式会社みすず
- (2) 実施時期 6月10日に完了済
- (3) 費用 合計404,745円(町内会221,745円、千葉市183,000円)
- ★支出勘定科目は、特別会計1(施設営繕費)
- 3、上期防犯街灯の新規設置申請について
- (1) 申請台数 合計8台
- (2) 設置場所 山王(1)、旭町(2)、田町(3)、仲東(1)、北町2(1)
- (3) 費用 786,200円。(予算は800,000円)
- (4) 設置時期 千葉市の承認後、8月～9月に設置予定
- (5) 付記事項

- ① 旧商店街街路灯33台中26台が9月に老朽化等で撤去になる為、それに伴い山王く仲東に7台設置する。
- ② 北町2町会の1台は、通学路の冬期暗がり改善
- ③ 6月9日に中央区地域振興課による立会で、有効性が確認されておられ、仮承認を受けています。
- 四、報告・連絡並びに、ご意見・ご要望タイム
- 1、今後1～2ヶ月の会議・行事の予定
- (1) 第3回町会長会議  
8月28日(土)18時、浜野会館
- ★第3区の町会長は会場準備のため17時40分に集合ください
- (2) 諏訪神社秋季祭礼について  
7月11日諏訪神社奉賛会世話人会において、本年10月10日の秋季祭礼は以下のとおり決定致しました。
- ① 神輿渡御はせず、神事と御供物の配布を行なう(昨年と同様)
- ② 神社創建500年祝賀式典を、祭礼神事に併せ実施する
- ★諏訪神社奉賛会より回覧報で周知済み
- 各町会の御供物必要数の集約については9月上旬に行なう予定ですが、詳細は次回の「第3回町会長会議」で説明します。

新型コロナウイルス感染者

2021年	4月20日		5月20日		6月20日		7月20日	
	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者
全国	543143	9737	705401	12065	786194	14439	840777	15082
東京	131199	1852	154999	1997	169085	2197	191230	2272
千葉県	31851	608	35980	659	39205	701	44040	728
千葉市	5110		5706		6190		6889	



「まん延防止等重点措置」は8月22日まで延期  
マスクの着用と不要・不急な外出は自粛する。

東京都は7月7日(水)に7月11日までの緊急非常事態宣言を8月22日(日)まで延長を決定、千葉県も「まん延防止等重点措置」の適用を8月22日(日)まで延長としました。

全国の感染者累計は7月20日(火)現在で84万7777人、千葉県は4万4040人で1日平均161人と先月と比べ1.5倍の増加となり、1日の感染者は200人、300人越えに急増しています。千葉市では6889人で1日平均23人と増加、特に若い世代(40代・50代)への感染が増えています。60歳以上のワクチン接種の予約も始まり、2回接種完了者は約25%となっています。

梅雨が明け、猛暑が続いています。

マスクの着用が苦しい時期で外したくなりますが、着用を基本に、3密(密集、密接、密閉)を避け、会話時や人との接触に十分注意し、こまめにうがい、手洗い消毒により、「感染しない、させない」対策に心がけて下さい。

引き締めよう感染対策

引き続き「テレワーク」「時差出勤」を！  
基本を徹底「マスク」「手洗い」  
食事を複数人でとる際は「マスク会食」で  
面倒でも「こまめな換気」を  
夜の酒は少人数、短時間で  
ウイルスの感染予防にみんな一緒に取り組みよう！

## ごみの分類・排出ルールを守りましょう！

・指定袋に入れて排出して下さい、指定袋を購入することで費用を賄っています。又、可燃ごみの中に「不燃ごみ」や「有害ごみ」が、「不燃ごみ」にスプレー缶等の「有害ごみ」や靴・ビニールなどの「可燃ごみ」が混在していると収集しませんので、必ず分別して排出して下さい。

1. きちんと分別して出す。
2. 決められた容器（千葉市指定袋）で出す。
3. 収集日の早朝から朝8時まで
4. 地域で決められたゴミステーションへ出す。

### 可燃ごみ（有料）

（浜野町は週2回（火曜日・金曜日）

：千葉市可燃ごみ指定袋で

- ・柔らかいプラスチック（手で曲げても割れないもの）・ビニール類
- ・洗剤のボトル・食用油のボトル・マヨネーズのチューブ・卵パックの容器
- ・台所ゴミ・リサイクル出来ない古紙、布・ペット類のふん・発砲スチロール
- ・紙オムツ（汚物はトイレに流す）はビニール袋に入れて指定袋へ
- ・指定袋に入る電気毛布、ホットカーペット・ゴム類・革製品・靴・カバン
- ・カセットテープ・ビデオテープ
- ・指定袋の口が収まらない、はみ出るものは粗大ごみです（有料）

### 不燃物（有料）

（月2回・浜野町は第2・第4木曜日）

：千葉市不燃ごみ用指定袋で、レジ袋ではダメ

- ・硬いプラスチック（手で曲げると割れるもの）・おもちゃ・文房具
- ・有害物会決・プランター・CD/DVD/カセットテープのケース・金属製品
- ・ペンキの空缶・スパナ等・ガラス類（板ガラス・コップ、白熱電球等）
- ・割れたガラス類、刃物は紙に包み「キケン」と表示し、指定袋に入れる。

・電池の充電器・水銀を使用していない体温計、血圧計

・指定袋に入れ口が結べなくても出せるもの  
・傘（10ℓ・20ℓの指定袋に入れて出して下さい、他の不燃ごみと一緒に何本でも出せます。）

・例外で20ℓの指定袋に収まらなくても出せるもの。（20ℓの指定袋を張り付ける又は10ℓ袋2枚）

- ・一升炊きまでの炊飯器・洗濯用角ハンガー・20ℓ以下のポリタンク
- ・洗面器・食用以外の一斗缶・風呂用プラスチック椅子

指定袋の口が結べないもの又は、はみ出してしまうものは粗大ごみ（有料）

- ・燃えるゴミ、不燃ごみ等
- 問い合わせは粗大ごみ受付センター  
043-02-5374

### 有害ごみ（無料）

（月2回・浜野町は第2・第4木曜日）

：透明な袋に種類ごとに分類し排出

- ・蛍光灯（購入時のケースに収め排出・新聞紙などにくるみ排出）
- ・乾電池（但し、ボタン電池・充電用電池・モバイル用バッテリーは回収協力店へ）
- ・水銀入り体温計、血圧計・使いすてガスライター
- ・カセット式ガスボンベ、スプレー缶（中のガスを抜いて排出）

ごみに関する問い合わせは市役所コールセンターへ **043-245-4894**

### 町内会員加入者

氏名	住所	町会名	班
刈込和弘		南1	4

浜野町内会ホームページへのアクセス  
Yahoo又はgoogleより「浜野町内会」と入力検索  
QRコードによるアクセス

